



読者プレゼント
 同封のハガキにご意見・ご感想・質問などお気軽にお寄せください。
天狗の中田商品券1万円分
 抽選で15名様にプレゼント
 応募締切 平成31年1月31日(木)
 ※当選者には、こちらからお届けに伺います。

今回お世話になりました公証人役場です
 武蔵が辻の交差点から住宅街に入った便利なのに静かな場所でした。



知っているようで知らない 遺言書の世界

皆様の大切な家族がこの先も仲良く過ごされる事を願って今回は遺言書の専門家にお話を伺ってきました。

遺言書作成にあたって 知っておきたい「法定相続」とは

公証人 (こうしょうにん)
 裁判官・検察官・弁護士・司法書士・法務局長など、実務経験のある法律実務家の中から、法務大臣が任命する公務員。全国各地の公証役場で公正証書の作成や私署証書(私文書)の認証などを行う。

検認 (けんにん)
 相続発生後、家庭裁判所で行われる遺言書の存在や内容を確認する手続き。封印のある遺言書は、相続人らの立会いの上、開封が行われる。これらは遺言書の内容を明確にして偽造・変造を防止するための手続きであり、遺言の有効無効を決めるものではない。
 ※検認に必要な費用として遺言書1通につき八〇〇円分の収入印紙代、連絡用の郵便切手代がある。(戸籍謄本などの取得費用を除く)

名寄帳 (なよせちょう)
 所有者ごとの不動産を一覧表にまとめたものです。所有財産の把握に役立ちますが、市町村ごとの不動産に限られるため、市町村の特定が必要になります。また法人名義の不動産は記載されません。

用語解説

なるほど
 ふむふむ



証人 (しょうにん)
 ある事実・事柄について、それを証明する人。公正証書遺言を作る際、証人2名の立ち会いが必要となる。証人2名が見当たらない場合は、紹介を受ける事も可能です(有料)

受遺者 (じゆうしゃ)
 遺言によって遺贈を受ける指定がされた人。受遺者は遺贈を受けることも、放棄することもできる。

遺贈 (いざん)
 遺言により、特定の人に財産を与えることをいう。一般的に「相続」との言葉の使い分けとして、「遺贈」は、法定相続人以外の第三者を対象に無償で財産を与える場合に用いる。

公証役場 県内に3カ所設置されています

<金沢合同> ☎076-263-4355
 〒920-0855 金沢市武蔵町6番地1号
 レジデンス第2武蔵1F

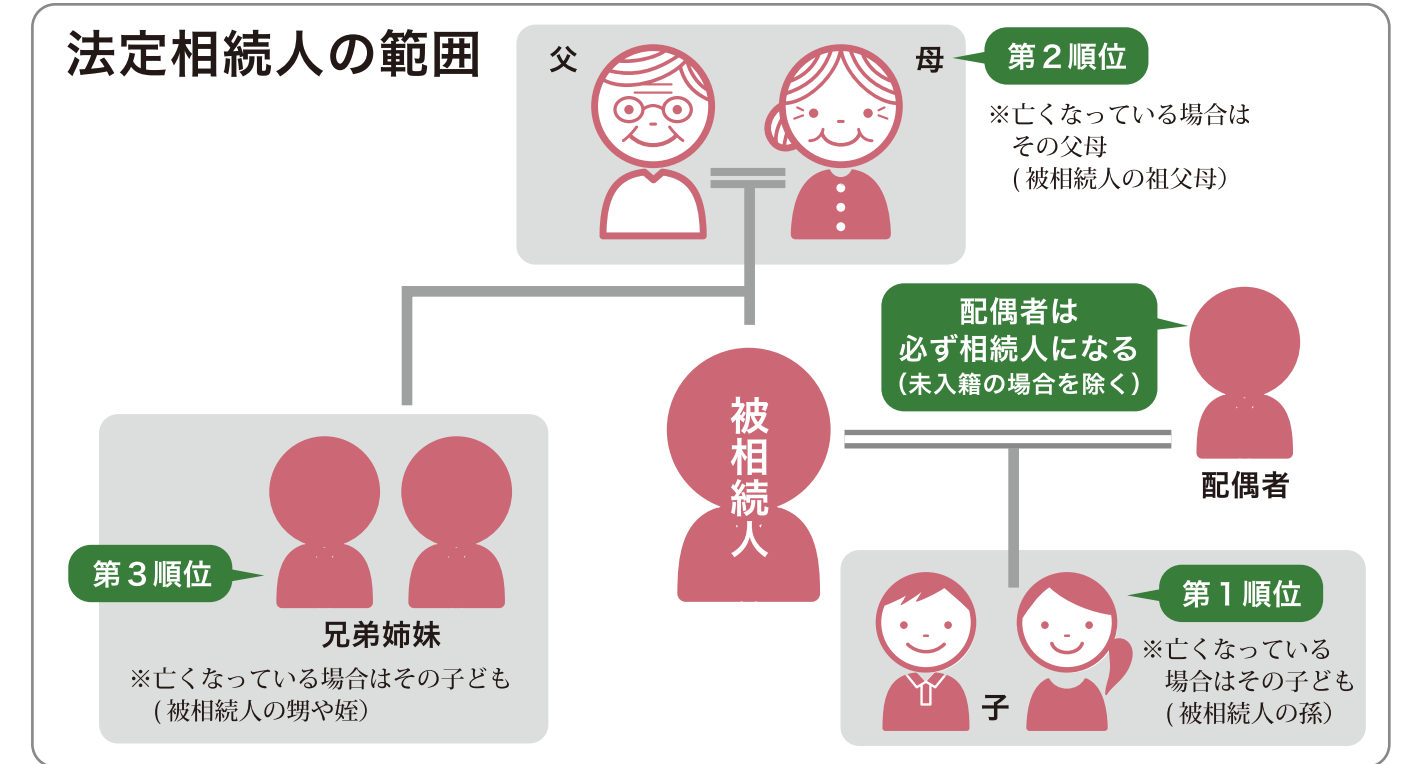
<小松> ☎0761-22-0831
 〒923-0868 小松市日の出町1丁目
 126番地 ソレアード2F

<七尾> ☎0767-52-6508
 〒926-0816 七尾市藤橋町戌部26-1
 T・1ビル1F

編集後記
 今回は遺言の特集です。私には兄弟がいないので、必要のないことだと考えてましたが、公証人の関本様のお話をお聞きするうちに、相続をスムーズに行う為にも、遺言書作成はやってもいいと感じました。公正証書遺言の作成には、手間がかかり大変そうに思ってましたが、親身に相談に乗ってくれる公証人のアドバイスがあれば、安心してお任せできそうです。

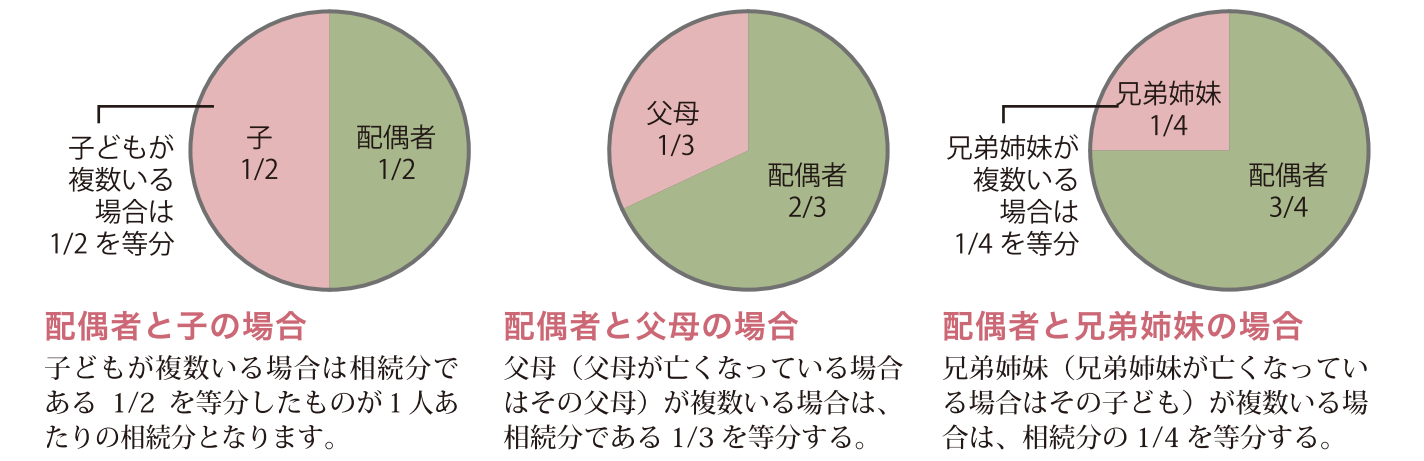
兼六互助センターからのお願い
 ■ご住所・ご連絡先が変わられた会員様へ**住所等変更をお知らせください**
 お電話またはEメールにて受け付けております。
(076)242-0612
 Eメール: murairgp@po.incl.ne.jp

遺言書作成にあたって「法定相続」とは 知っておきたい



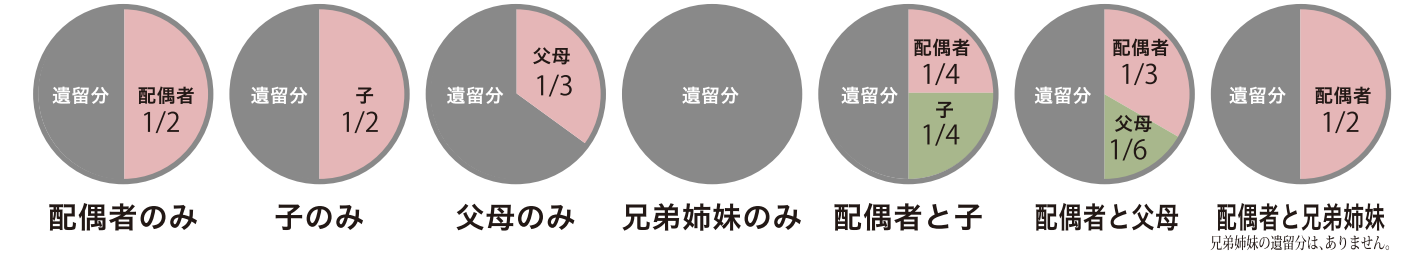
法定相続分について

「法定相続分」は、法律上相続人が遺産を相続できる割合のこと。下図のように相続人の組み合わせにより「法定相続分」は変わります。下の例を参考にしておきましょう。



遺留分について

法定相続分を無視して「全財産を第三者に相続させる」というような遺言をしても、法定相続人には最低限の遺産を相続できる権利が残されています。それが「遺留分」です。その割合は、法定相続分と同様、相続人の組み合わせによって異なります。兄弟姉妹の遺留分は、ありません。



遺言書の世界

公証人である関本倫敬氏に案内して頂きました

遺言書の種類とは？ 知っておきたい遺言書の基礎知識
遺言書は法律上、いくつかの種類があります。一体どのような種類があるのでしょうか？
どれを選ぶといいのか？意外と知らない遺言書の基礎知識を、教えていただきました。



一般的な遺言書、それぞれの特徴

まずは、遺言書の種類について教えてください。
「一般的な遺言書には、自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言の3種類があります。どの遺言書も、法律の定めに従って作成します」
「どのような違いがあるのでしょうか？ まずは自筆証書遺言について教えてください。」
「自筆証書遺言とは、遺言者本人が、遺言の全文と日付氏名を自分で書き、印を押す遺言書です。いつでも自由に作成や修正ができますが、内容に不備があると無効になってしまいます」
「次は公正証書遺言について教えてください。」
「公正証書遺言とは、公証人が遺言者本人から遺言した内容を聞き取って作る遺言書です。2人以上の証人が必要となりますが、公務員である公証人が作成するため、私文書ではなく公文書となります」
「では、秘密証書遺言とは何でしょうか？」
「その名の通り、内容を秘密にしておく遺言書ですが、実際にはあまり使われていません。つまり遺言書を作成でき、子孫にも迷惑をかけないなど、大きなメリットを得ることができます」

公正証書遺言を作成する流れ

「作るときは楽でも、後々大変なことも多いのですね。では、公正証書遺言はいかがですか？」
「公正証書遺言を作るためには費用がかかります。公証役場に足を運んだり、2人以上の証人を探したりと、労力も必要です。手間ひまがかかる点は、公正証書遺言のデメリットと言えるでしょう」
「ただし法律のプロが作るため、作った遺言書が無効になる心配がありません。原本を公証役場で長年にわたって預かるので、管理面でも安心です。相続を執行する際、検認手続きも不要です。公正証書は、作るときは大変かもしれませんが、その分、確実な遺言書を作ることができます」

「まずは遺言者本人もしくは代理人の方が公証役場に行き、遺言したい内容を公証人に伝えます。書面にしたものを渡しても口頭で伝えても、どちらでも構いません。遺言書を作成するために、内容に見合った証拠資料も準備していただく必要があります。証拠を受け取ることができるので、公正証書遺言を作るとなると、どのような流れになるのでしょうか？」
「まずは遺言者本人もしくは代理人の方が公証役場に行き、遺言したい内容を公証人に伝えます。書面にしたものを渡しても口頭で伝えても、どちらでも構いません。遺言書を作成するために、内容に見合った証拠資料も準備していただく必要があります。証拠を受け取ることができるので、公正証書遺言を作るとなると、どのような流れになるのでしょうか？」

① 自筆証書遺言

自分ひとりで作成・保存

長所
いつでも自由に書くことが出来、費用もかからない。遺言の内容を他者に知られる心配が無い。書き直しが手軽に出来る。

短所
形式や内容に不備があると無効になってしまう。保管場所によっては、発見されない場合がある。開封時、家庭裁判所の検認手続きが必要となる。

② 秘密証書遺言

自分ひとりで作成・保存を依頼

長所
遺言書の「内容」を他人に秘密にしたまま、遺言書の「存在」を明らかにできる。

短所
公証人は遺言の「内容」まで確認をするわけではないので、遺言としての要件が欠けてしまう場合もある。執行時に家庭裁判所の検認手続きが必要となる。

③ 公正証書遺言

公証人と作成・保存を依頼

長所
法的に不備が無いので安心。公証役場で原本を保管してもらえ、確実に遺言を実行出来る。相続手続きはスムーズに出来る。

短所
作成に手間と時間がかかる。公証人と証人に、遺言の存在と内容を知られてしまう。
※ただし、公証人には守秘義務がある

「ケースバイケースですが、多いのは5万円前後です。手数料は遺産総額によって異なり、金額が大きくなればなるほど、手数料も高くなります」

公証人は、法務大臣任命の専門家

「そもそも公証人や公証役場になじみのない方も多いかと思いますが。公証人とはどのような方が教えていただけますか？」
「公証人は法務大臣から任命されて、公証役場で業務を行う公務員です。裁判官や検察官などのキャリアを通じて、法律に関する実務を長年経験した人がほとんどです」
「いわば法律のベテランですね」
「公証人の多くが、法律に関する実務経験を十分に積み、公証役場での業務に誠意取り組んでいます。私自身この仕事を通じて、遺言者を含め、顧客の信頼を得ることを大事にしています。遺言書作成にあたっては問題が生じることもあります。でも苦心して完成し、感謝の気持ちを述べていただくことが、何よりのやりがいにつながっています」
「話をお聞きますと、たとえ費用はかかっても、プロにお任せすると安心だなと感じます」
「公証役場が一体どこにあるのか知らない方も多いと思います。遺言書を作る方はもちろん、多くの関係者が常に入っています。ぜひ身構えず、気軽に足を運んでいただけたいと思います」

「遺言に関しては、財産の多寡を気にする必要はありません。近年、相続財産をめぐる法律トラブルの増加が目立ちます。統計を見ると、一般的なご家庭でもトラブルとは無縁ではありません。財産がそれほど多くない場合こそ、むしろ遺言を残しておくことをおすすめします」
「意思をはっきり示しておくことが、子孫への思いやりになるのですね」
「遺産には、さまざまな分け方があります。特定の人に多く分けたい、相続権はないけれどお世話になった人に譲りたいなど、ぜひご自身の考えを整理してみてください。そもそもご自身で財産処分をすること自体、意義のあることだと考えています。安心できる遺言書を作りたい場合は、ぜひ公証役場で公証人にご相談ください。プロとして存分にサポートさせていただきます」



公証役場では
役立つ手引書も頂けます

必要書類 前もってご持参ください

遺言者(遺言をする人)の
印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)、戸籍謄本、改正前の原戸籍謄本を各1通。

推定相続人・受遺者(財産を受ける人)の
戸籍謄本を1通。
※受遺者が法人の場合は法人の登記簿謄本

財産の明細を表示する全てのもの
①不動産(ア)内容に関する土地、建物の登記簿謄本(権利証ではない。)各1通。(イ)物件ごとの固定資産評価証明書、又は名寄せの写し。
②その他の財産 預貯金の残高証明書、株券等の有価証券の明細、財産を表示する物

公正証書作成の手数料

国が下記の通り定めています

目的の価格	手数料
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円
1億5,000万円まで	56,000円

遺言の場合は、目的価格の合計が1億円まで11,000円加算されます。なお、目的価格は遺産をもらう人ごとの遺産の時価によって計算されます。



吉田 友恵
(よした ともえ)
弊社村井スタッフ
1級葬祭ディレクター

「最終的には、どのような形で完成するのでしょうか？」
「遺言書を作成する当日は、ご本人と2人以上の証人に立ち会っていただきます。証人になれるのは、相続に関して利害関係のない成人です。ちなみに公証人は証人になることはできません。内容を確認して問題なければ署名と押印を行って、原本が完成します。原本は最低でも20年間は公証役場で管理し、ご本人には正本と謄本をお渡しします。謄本は念のため渡す書面で、正本があれば相続を執行することができます」
「公正証書遺言の必要書類や費用」
「公正証書を作る際、必要な書類は何ですか？」
「まずは人物を特定するための書類が必要で、一般的には印鑑証明書を使います。相続に関する遺言であれば、相続する人との関係が分かる戸籍謄本が必要です。不動産の相続であれば、登記簿謄本や評価額が分かる書類、預貯金や株式の相続であれば、預金通帳もしくは金融機関が発行する取引報告書などが必要です。作成当日は、ご本人には実印をご準備いただきます。証人は認め印で構いません」
「徹底的に内容を確認して作成するから、不備のない遺言書が完成するのですね。作成費用はどれくらいかかるのでしょうか？」

るなら一般的に、自筆証書遺言もしくは公正証書遺言を選ぶという事です」

もっとも確実な「公正証書遺言」

「どのような判断基準で、自分に合った遺言書の種類を選ぶといいのか？」
「種類ごとにメリットとデメリットがありますので、状況や目的によって異なります。ただし大まかに言えば、費用を抑えたいなら自筆証書遺言、確実さを求めるなら公正証書遺言ということになります」
「それぞれの特性を知って、使い分けすることが大切なのです」

「自筆証書遺言最大のメリットはやはり、作成する費用がほかから少ないことです。一人で書けるので、内容を秘密にすることもできます。ただし自力で書くこと、内容や形式に問題があり、無効になる可能性が高いことがデメリットです。利害関係をもつ人に見つかること、偽造や変造、破棄、そして隠匿などの危険性が伴う点も問題です。相続を執行するには家庭裁判所での検認手続きも必要で、相続する人の手間を増やすことにも

た公証人は法的に検討を加えて、遺言書の案を準備します」

「最終的には、どのような形で完成するのでしょうか？」
「遺言書を作成する当日は、ご本人と2人以上の証人に立ち会っていただきます。証人になれるのは、相続に関して利害関係のない成人です。ちなみに公証人は証人になることはできません。内容を確認して問題なければ署名と押印を行って、原本が完成します。原本は最低でも20年間は公証役場で管理し、ご本人には正本と謄本をお渡しします。謄本は念のため渡す書面で、正本があれば相続を執行することができます」

公正証書遺言の必要書類や費用

「公正証書を作る際、必要な書類は何ですか？」
「まずは人物を特定するための書類が必要で、一般的には印鑑証明書を使います。相続に関する遺言であれば、相続する人との関係が分かる戸籍謄本が必要です。不動産の相続であれば、登記簿謄本や評価額が分かる書類、預貯金や株式の相続であれば、預金通帳もしくは金融機関が発行する取引報告書などが必要です。作成当日は、ご本人には実印をご準備いただきます。証人は認め印で構いません」
「徹底的に内容を確認して作成するから、不備のない遺言書が完成するのですね。作成費用はどれくらいかかるのでしょうか？」

関本 倫敬
(せきもと みちひろ)
金沢地方法務局所属
公証人